

村上市子ども・子育て会議について

設置目的

村上市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、村上市の子ども・子育て支援施策の推進を図るため設置されている会議体です。

所掌事務

- 1 保育園や認定こども園などの利用定員の設定に関して意見を述べること。
- 2 小規模保育施設や事業者内保育施設などの利用定員の設定に関して意見を述べること。
- 3 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。
- 4 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該政策の実施状況を調査審議すること。
- 5 このほか、村上市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

組 織

会議は、委員15人以内で組織します。その委員は子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者や学識経験のある者などに市長から委嘱させていただいております。